

2012 年 5 月 21 日

各 位

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 会社名  | 株式会社アコード・ゴルフ                             |
| 代表者名 | 代表取締役社長 鎌 田 隆 介<br>(コード番号：2131 東証 1 部)   |
| 問合せ先 | 常務執行役員 道 田 基 生<br>電話 (03) 6688-1500 (代表) |

## 新しいコンプライアンス体制等に関するお知らせ

当社および当企業グループは、2012 年 5 月 9 日付プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本日開催の取締役会において、当企業グループの「コンプライアンスポリシー」の改定を軸とした新しいコンプライアンス体制を構築いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、同プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社特別コンプライアンス委員会より受領した調査報告書においてコンプライアンス上の問題が指摘された者に対し、当該問題に係る金額の当社への返還請求を行うことを決定いたしましたので、あわせてお知らせいたします。

### 一 新しいコンプライアンス体制の構築について

#### 1. 基本方針

当企業グループに適用されるコンプライアンスポリシーに企業行動憲章および行動規範を定め、法令の遵守にとどまらず社会の構成員として企業人に求められる価値観や倫理観に即した企業活動を行うことを社会的責任と考えております。

#### 2. コンプライアンス体制

##### (1) 特別コンプライアンス委員会の常時設置

当社の取締役のコンプライアンス調査を主目的とする取締役会の諮問機関として、常設の特別コンプライアンス委員会を設置いたします。

特別コンプライアンス委員会の委員長は、当社社外取締役が務め、重大なコンプライアンス違反がある場合は、一定の要件の下で、当該行為の緊急停止命令権を有します。また、委員には 1 名以上の社外者（外部の有識者）を登用して調査方法及び調査結果について助言を受けるほか、特別コンプライアンス委員会の顧問として外部の法律事務所の弁護士を指定し、当該弁護士は内部通報先の一つとなります。

なお、当社は、本日開催の取締役会において、特別コンプライアンス委員会の委員となる社外の有識者として松井秀樹弁護士（丸の内総合法律事務所）を、特別コンプライアンス委員会独自の顧問となる外部の法律事務所として丸の内総合法律事務所を、それぞれ指定することを決定いたしましたので、あわせてご報告いたします。

## (2) コンプライアンス委員会の機能強化

コンプライアンス委員会は、社長直属の常設機関として、当企業グループのコンプライアンスに関する組織および体制の整備に関する審議・承認、コンプライアンスの周知徹底のための教育・啓発の実施計画の策定等を行います。また、コンプライアンス体制の運営状況を、3ヶ月に1回以上取締役会に報告します。その他、コンプライアンスに関し必要に応じて、特別コンプライアンス委員会、監査役会および内部監査室と連携します。

## (3) 内部通報制度（ホットライン）の充実

報告義務：

役員および従業員は、コンプライアンスポリシー上の問題および問題を引き起こす可能性のある全ての行為を報告する義務があります。報告は、上司またはコンプライアンス委員会のほか、従業員のコンプライアンス問題に関してはコンプライアンスホットラインに指定した当社顧問弁護士、役員のコンプライアンス問題に関しては特別コンプライアンス委員会の弁護士に対して行うことができます。

通報者の保護：

コンプライアンス委員会は、報告または相談を受けた事項につき調査を行い、調査の結果を踏まえて適切な措置をとり、処理結果については報告者に連絡します。また、当社は、報告者や調査に協力した役職員が不利益を被ることがないことを保証します。

## (4) コンプライアンスの推進

コンプライアンス委員会および特別コンプライアンス委員会は、法、定款、社規則にのみ従うこととし、判断基準の拡散を防ぎます。また、両委員会は、コンプライアンス体制の維持、ならびに役職員によるコンプライアンス意識の浸透およびルールへの遵守を徹底し、両委員会により自主的に、または内部通報制度を通じて発見されたコンプライアンスに関する問題の調査および必要な対応策を実行してまいります。

## (5) 重点点検事項

当社は、今般の社内経費使用等に関するコンプライアンス上の問題の再発を防止するため、会議費・接待交際費を中心とした社内経費使用制度を改定しておりますが、これに加え、当社取引先との取引状況の管理・監視に関する制度についても見直しを行います。

当社の新しいコンプライアンス体制につきましては、別紙についてもご参照下さい。

## 二 金銭返還請求について

当社は、特別コンプライアンス委員会より受領した調査報告書においてコンプライアンス上不適切な問題が指摘された者に対し、当該問題に係る金額のうち未返還のものを特定し、当社への返還請求を行うこととしておりましたが、本日開催の取締役会において、竹生道巨取締役および秋本一郎取締役について、下記の金額を、当該問題に係る金額として認定し、返還請求を行うことといたしました。なお、竹生道巨取締役は、下記金額の全額について、既に当社に返還を行っております。

|          |                |
|----------|----------------|
| 竹生 道巨取締役 | 金 14,193,465 円 |
| 秋本 一郎取締役 | 金 5,969,800 円  |

以 上

【本件に関するお問合せ先】（平日 9：00～17：00）  
 株式会社アコーディア・ゴルフ  
 コーポレート・コミュニケーション部 IR 担当 野瀬  
 電話：03-6688-1500（音声ガイダンス）  
 E-mail：ir@accordiagolf.com

(ご参考) 新しいコンプライアンス体制 (模式図)

